

欧州特許庁（EPO）、加盟国との実務共通化の取組みに関する最初の成果を公表

2021年2月15日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、2021年2月12日、同庁とEPO加盟国の知的財産庁との実務の共通化を図るための取組みである「実務の収れん（Convergence of Practice）」プログラムについて、最初の成果となる、「発明の単一性の審査」と「発明者の指定」の分野の共通実務にEPO加盟国間が合意した旨、ニュースリリースで公表した。

本プログラムは、2019年に公表されたEPOの戦略計画2023において言及されていたものであり、加盟各国の知的財産庁、EPO並びに産業界及び知的財産専門家の代表者により、EPOと各国知的財産庁との間でより統一的なアプローチをとり得るものとして以下の6つの領域が特定されている：

- ・発明の単一性の審査
- ・発明者の指定
- ・優先日の一致
- ・権利の回復
- ・特許請求の範囲の記載と構造
- ・コンピュータ利用発明及び人工知能の審査実務

本ニュースリリースによれば、このような取組みにより、欧州特許制度における予見性と法的確実性が向上し、出願人にとってより簡便で、効率的で、費用対効果の高い手続を提供することが期待されるとともに、作業成果物の潜在的な再利用を通じてEPO及び各国知的財産庁の効率性向上とコスト低減をもたらすとしている。

今回公表された共通実務は、これらのうち最初の2つの領域に関するものであり、EPO加盟国の代表者からなる専門の作業グループにより作成されたとしている。今後は各庁の判断により任意で、これら共通実務が実装されるとしている。

<参考：共通実務の概要>

（「発明の単一性の審査」について）

・最小限の理由における共通実務の統一部分を形成する、用語「共通の事項（common matter）」、「技術的課題（technical problem）」及び「手持の先行技術（prior art at hand）」の定義を含めた、単一性欠如を指摘する際の最小限の理由として提供される情報に関する共通実務を示す。

- ・ 単一性欠如の指摘において提供されるべき情報：
  - 単一性欠如の指摘の冒頭：
    - ・ 適切な場合には、特定の法規定を引用しつつその法的根拠の文
    - ・ 発明のグループの特定と、可能ならば、グループの番号付け及び各グループに属する請求項の表示
  - 指摘の理由：
    - ・ 異なる発明のグループ間の共通の事項の特定又は適切な場合にはそれが欠如している旨の文
    - ・ 共通の事項が特定された場合には、「手持の先行技術」との対比。ここで、「手持の先行技術」は、：
      - 適用可能ならば、共通の事項の一部として特定された特徴がなぜ「手持の先行技術」を超えた貢献を構成するものではないかを説明するものであり、
      - 先行技術に依拠する場合には、その先行技術を特定する
    - ・ 特定された共通の事項の一部ではない残りの技術的特徴の分析
      - 適用可能ならば、残りの特徴により達成される技術的効果又は解決される技術的課題を考慮した残りの技術的特徴の間の相違を特定することによる、発明のグループ間に単一の技術的関係が存在しない理由の説明
  - 結論
    - ・ 単一性の欠如を説明する締め括りの文は、適切な場合には、問題となっている手続段階における手続上の結果についての情報により補足され得る。

(「発明者の指定」について)

- ・ 発明者は特許出願で、その発明者の指定に関して特許庁から正式には通知されない。代わりに、発明者は出願人から、特許登録簿の閲覧を通じて又はファイル閲覧を通して指定についての情報を入手することができる。
- ・ 姓、名、居住国と場所又は許可されていれば指定された発明者の勤務先が特許登録簿に入力される。発明者の完全な住所についての追加的な情報は特許登録簿では公開されない。このことは、利用可能な場合に発明者が記載されることを放棄する権利を損なうものではない。

— EPO のニュースリリース等は、以下参照 —

(ニュースリリース)

[Working together to simplify the patent system: First common practices agreed by EPO member states](#)

(「実務の収れん (Convergence of Practice)」プログラムのページ)

[Convergence of practice](#)

(「発明の単一性の審査」に関する共通実務の文書)

[Convergence of practice Common practice as regards the examination of unity of invention](#) (PDF)

(「発明者の指定」に関する共通実務の文書)

[Convergence of practice Common practice as regards the designation of the inventor](#) (PDF)

(戦略計画 2023 のページ)

[Strategic Plan 2023](#)

－ EPO の戦略計画 2023 に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[欧州特許庁、戦略計画 2023 を公表 \(2019 年 6 月 28 日\) \(PDF\)](#)

[欧州特許庁、戦略計画 2023 に関する最終的なパブリック・コンサルテーションを開始 \(2019 年 4 月 25 日\) \(PDF\)](#)

[欧州特許庁、戦略計画 2023 に関するパブリック・コンサルテーションを開始 \(2019 年 1 月 28 日\) \(PDF\)](#)

(以上)